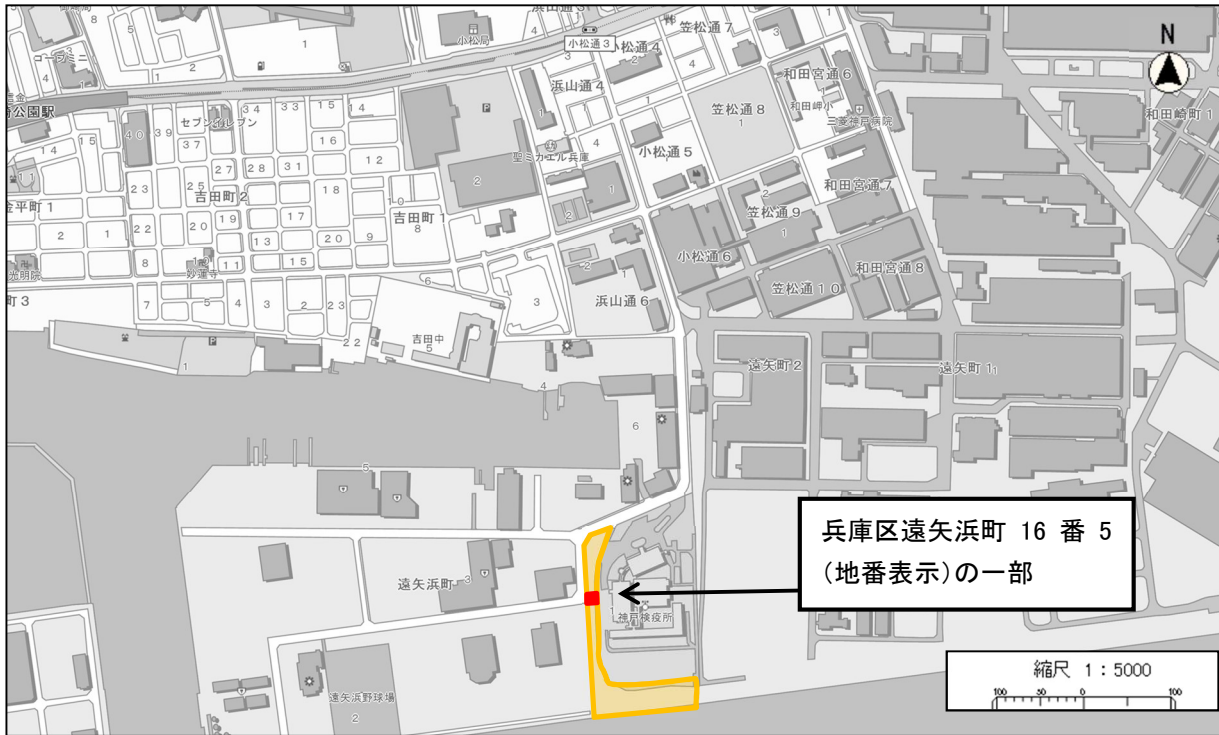


## 土壤汚染対策法に基づく「形質変更時要届出区域」の指定

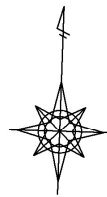
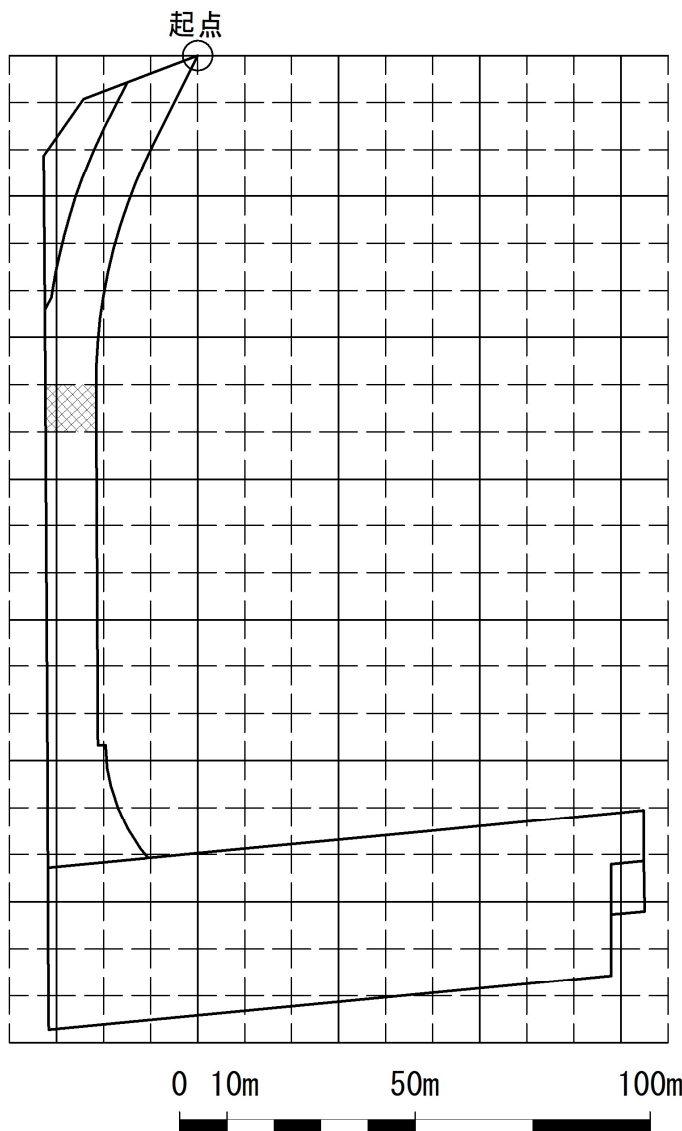
<b>1. 区域指定の概要</b>	
指定する区域（地番）	兵庫区遠矢浜町 16 番 5 の一部
指定の区分	<input type="checkbox"/> 要措置区域 <input checked="" type="checkbox"/> 形質変更時要届出区域
指定の区分の理由	健康被害を生じるおそれがないため「要措置区域」ではなく、法第 11 条第 1 項で規定されている「形質変更時要届出区域」に指定
指定年月日	令和 4 年 6 月 3 0 日（第 2 8 3 号）
特定有害物質の種類	砒素及びその化合物
<b>2. 土壤汚染状況調査結果の概要</b>	
調査の契機	土壤汚染対策法 <input checked="" type="checkbox"/> 第 3 条 <input type="checkbox"/> 第 4 条第 2 項 <input type="checkbox"/> 第 14 条 <input type="checkbox"/> その他（第 条）
試料採取等対象物質	ジクロロメタン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、有機リン化合物
土地の地歴調査結果	・排水路として利用。 ・平成 22 年まで、厚生労働省神戸検疫所からの排水が、当該地を通過していた。
土壤の測定結果	砒素及びその化合物 溶出量最大 0.17 mg/L（指定基準値 0.01mg/L）
基準超過が確認された土地の面積	123 平方メートル
土壤汚染の原因	検査・検疫業務（人為等由来）
<b>3. 周辺環境への影響</b>	
地下水飲用	<input type="checkbox"/> 健康影響のおそれがある（理由：周辺に地下水飲用井戸がある） <input checked="" type="checkbox"/> 健康影響のおそれはない（理由：周辺に地下水飲用井戸がない）
土壤の直接摂取 （※含有量は基準適合している）	<input type="checkbox"/> 健康影響のおそれがある（理由：土壤を直接摂取するおそれがある） <input checked="" type="checkbox"/> 健康影響のおそれはない（理由：土壤を直接摂取するおそれはない）
<b>4. 今後の対応</b>	
土地の形質変更が行われる際には、周辺環境への影響が生じないように土壤汚染対策法に基づき適正に措置するよう指導する	

# 位置図



(C)PASCO (C) GeoTechnologies,inc

# 指定区域図



< 起点 >  
 起点は兵庫区遠矢浜町  
 16番5(地番)の最北端の  
 金属標G529とする。

< 格子の回転角度 >  
 88.0°  
 起点を通り、東西方向及び  
 南北方向に引いた線並びに  
 これらと平行して10m間隔  
 で引いた線により形成され  
 る格子を起点を支点として  
 座標北から時計周りに回転  
 させた角度を示す。

< 凡例 >  
 — : 敷地境界  
 ○ : 起点  
 [Hatched Box] : 形質変更時要届出区域